

本号で公布された条例のあらまし

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（人事課）

一 趣旨

知事等の特別職の期末手当の額を改定するための改正

二 内容

期末手当の支給割合の引上げ

ただし、知事については、引き続き、これまでの割合で支給

三 施行期日

公布の日。ただし、令和八年度以降の期末手当の支給割合は令和八年四月一日